

# 労務 ROAD

## ■働き方改革関連法についてのおさらい

働き方改革関連の法改正がいよいよ4月から施行されます。  
今後、改正される内容・新設される内容についておさらいしておきましょう。

施行日 (大企業)	項目	概要
2019.4	有休の年5日の取得義務	年10日以上の有休付与者は、毎年、年5日の取得を義務とする。
	高度プロフェッショナル制度	年収1,075万円以上の特定高度専門業務従事者に対する労働時間、割増賃金等の規定を適用除外とする。
	フレックスタイム制の見直し	清算期間の上限を1ヶ月→3ヶ月に
	長時間労働者に対する医師の面接指導	指導対象の時間外労働を月100時間→月80時間に引下げる。
	労働時間の状況の把握義務	管理監督者含むすべての労働者について労働時間の把握を義務化。
	勤務間インターバル(努力義務)	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保を行う。
2020.4 (2019.4)	時間外労働の上限規制	時間外労働の上限を原則月45時間、年360時間とする。 (特別条項は年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間が限度)
2021.4 (2020.4)	同一労働同一賃金	短時間・有期・派遣労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消。
2023.4 ( - )	月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上とする。
2024.4	限度基準適用除外見直し	自動車運転、建設事業、医師等、時間外労働の限度基準適用除外を見直す。

【厚生労働省より】

## ■平成31年度の雇用保険料率について

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの雇用保険料率は以下の通りです。  
※いずれの事業においても、保険料率は昨年と同じです。

	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	<b>9/1,000</b>
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	<b>11/1,000</b>
建設の事業	4/1,000	8/1,000	<b>12/1,000</b>

【厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク より】

VOL.635  
(1903-3)



### 河本社労士事務所

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場ISビル5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
編集担当：矢尾・君野

社長が入れる  
労災保険のことなら

### 「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

先週に引き続き花粉のお話ですが…花粉症ほんとにつらいですね。今年は昨年よりも花粉の飛散量も多いようで、弊所でも花粉症に苦しんでいる所員が多数です。花粉症の方、数か月間頑張ってください！  
(矢尾)

SNSでもお役立ち情報  
配信中です



【アカウント】  
Facebook: 河本社労士事務所  
Instagram: @ksj\_koumoto  
Twitter: @ksj\_koumoto